

志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定 新旧対照表

新	旧
P.2（１）３）本文最後に追加 <u>また、地球温暖化対策計画の改定と併せ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」とする）が改定されました。政府実行計画では、2013 年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 50%削減するという目標を設定し、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、公用車の電動化、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達等の措置を講ずることとしています。</u> <u>地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は政府実行計画に準じて取り組むこととされていることから、策定に当たっては政府実行計画の内容に留意する必要があります。</u>	
P.4 表 2 「志免町弓道場」を追加	
P.12 表 6 2021～2023 年度の排出係数を追加	
P.14 表 11 地球温暖化係数が修正されたため、修正前後の数値を記載	
P.18 図 13 2021～2023 年度のエネルギー使用量を追加 ※それに伴い本文中の年度、数値も更新	
P.19 図 14 2021～2023 年度の総排出量を追加 ※それに伴い本文中の年度、数値も更新	

P.19 表 13 2021～2023 年度の内訳を追加	
P.20 図 15 各施設の 2020 年度データを 2023 年度のものに更新	
P.24 表 17 データを 2023 年度調査のものに更新	
P.25 表 18 データを個別施設計画の改定に合わせて更新	
P.25 表 19 データを 2023 年度実績値に更新	
P.27 表 21 データを 2023 年度実績値に更新	
P.28 本文 <u>本町の 2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量は 1,671t・CO₂であり、既に 2013（平成 25）年度比で 57%削減されていますが、図 16 のとおり、排出量は電力排出係数の変動により増減することが想定されるため、目標は 50%以上とします。</u> <u>引き続き職員の省エネ行動の徹底や計画的な設備更新の実施、運用面の取組の強化により、目標の達成を目指します。</u>	P.28 本文 本町の 2020（令和 2）年度の温室効果ガス排出量は 2,134t・CO₂であり、既に 2013（平成 25）年度比で 45%削減されています。これに今後の施設改修や取組強化による温室効果ガス排出削減ポテンシャル（140t・CO₂）を加味すると、温室効果ガスの排出量は 1,994t・CO₂となり、2013（平成 25）年度比で約 48%の削減となります。 50%の削減目標を達成するためには、現状の削減ポテンシャルを上回る対策が必要です。計画的な設備更新の実施や運用面の取組の強化により、目標の達成を目指します。
P.28 温室効果ガス排出量の削減目標 50%<u>以上</u>削減 目標年度 1,933t・CO₂ <u>以下</u> ※それに伴い図 16 も更新	P.28 温室効果ガス排出量の削減目標 50%削減 目標年度 1,933t・CO₂
P.29	P.29

エネルギー使用量の削減目標 22%<u>以上</u>削減 目標年度 48,553GJ 以下 ※それに伴い図 17 も更新	エネルギー使用量の削減目標 22%削減 目標年度 48,553GJ
P.30 本文 <u>国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」とされています。</u> <u>そこで、政府実行計画の主な取組に基づき、町の目標達成に向けた指標を以下の通り設定します。</u> <u>また、これらの指標および削減目標を達成するため、職員は、施設設備の運用改善及び導入・更新など、施設計画に関する取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。</u> 取組によっては既に実施しているものもありますが、今後も全ての施設、職員で取組を徹底することとします。	P.30 本文 職員は、施設設備の運用改善及び導入・更新など、施設計画に関する取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。 取組によっては既に実施しているものもありますが、今後も全ての施設、職員で取組を徹底することとします。
P.30（１）目標達成に向けた指標を追加	